

この部分だけ  
不合法に推定される

## 第

## 問

第1. 設問1 (1) について.

1. ~~XB間における保証契約の締結~~ 当初の請求原因②の事実を立証する場合.
- (1) ~~本件連帯保証契約は、書面としてなけりた~~ 効力が生じた  
い (民法446条2項)。そのため、本件連帯保証契約の書は、XB間  
における保証契約の締結をその事実を基礎とした証拠として、その意を有する。
- (2) そして、同契約書中の印字による印影が顕出していることは、  
本人の署名・押印がなされたことを推定する。そして、~~民法446条2項~~ 民法訴訟  
法228条4項により、当該私文書が真正に成立したことを推定する(二段  
推定)。そのため、証拠の信用力を高める補助事柄の性格を有する。
2. 第2の請求原因③の事実を立証する場合.

- 本件における書代理権の発生原因を立証する場合、~~連帯保証契約の存~~  
在 本件連帯保証契約書⑤及び⑥ XB間で保証契約の締結したという  
事実を証明するに用いられ、代理権の発生原因とは、何? 関係をも  
たない。とはいえ、~~同契約書中の印字による印影が顕出していること~~  
は、~~Cが署名代理として押印したと認められ、~~ かつ、その文書は  
代理人の意思によるものとあり、二段の推定が覆えたとはいえない。  
その上の場合、本件連帯保証契約書は、Cの代理により、XB間へ保証契  
約の締結をしたといえる。以前庭として、代理権の授与がなされたことを推定  
された役割を有する。
3. このため、両者では大きく異なる点がある。

第2. 設問 1. (2) について.

正確な回答を!

1. 当事者が主張している代理による連帯保証契約について裁判所が判決  
の基礎となるのは、私法主義第1条に反しないか。

## 問

(1) 29点 補助参加の利益は、「訴訟の結果127.2の利害関係が存在する(補  
2) 利益は ~~認められ~~ 場合にも認められ。先此、この2つの利害関係とは、事実的  
に、訴訟の利害関係が存在する限りとの解釈とある。其の理由は、民事訴訟

## 問

一方、重定日は、越権行為であり、これを指して世間接事実としない。  
23  
その上、審判の効力が生じない。そのため、重定日のないことは否定的なことか

第 問

で起る。

第4. 合併3点について

1. 同時審判中出訴法廷(4条15)1F. 共同被告の訴訟の目的が同一と認得に併存し得ない関係にある場合、原告の両負けを防止するため、弁論を分離せずに併行訴訟のことにいう。

2. もともと、この弁論を分離せずに行うのは、~~弁論~~並行審判規則において9弁論の終結までである。その時点で、併存し得ないで5から審判の認容を求めていることから~~弁論~~両負けは防止されたこととなつており、これを超えて~~弁論~~控訴審におき、弁論分離を主張すると、~~弁論~~一度確定した判決が無効なものとなり、訴訟の早期解決に資しないからである。

3. ~~この、控訴を改めると~~そのため、~~控訴を改めると~~審判の第一審判決を改訴被告が~~控訴した~~場合、原告は、敗訴部分について控訴しないと、~~審判の結果~~両負けとなる可能性もある。

4. (事案)の第一審判決に対し、①Cのみが控訴し、Xは控訴しなかった場合は、~~Cの請求が認容、控訴が認容とある時~~その時点で、XB間の訴訟は確定し、紛争しないところから、X敗訴が確定し、~~CはXC間の訴訟に勝つていても~~、Xが敗訴となった場合、Xの両負けという結果が生じるおそれがある。

そのため、②C及びXが控訴すること、再び、両訴訟を~~紛争~~紛争させないこと、弁論の分離を禁止すること、両負けを~~防止~~防止することである。

以上